

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和6年2月定例県議会に提案される福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例案について、別紙1のとおり知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

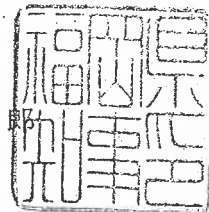
令和6年2月21日

教 育 長

5 教 教 第 1 8 6 4 号
令 和 6 年 1 月 3 0 日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



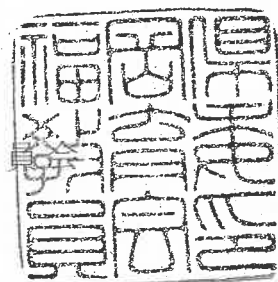
条例の提案に対する意見の聴取について

本年2月に招集予定の福岡県議会定例会に「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」を別案のとおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

5 教 教 第 1 8 6 6 号
令 和 6 年 1 月 3 0 日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）

（対 1 月 3 0 日 5 教 教 第 1 8 6 4 号）

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めるものである。

2 改正の概要

学 校 種 別	条 例 定 数 案	現行定数との比較
県立中・高等・中等教育学校	6, 0 6 6人	6 0人
県立特別支援学校	2, 1 2 0人	7 7人
市町村立小・中・義務教育学校	1 7, 2 8 3人	1 8 8人
市町村立特別支援学校	2 3 9人	△4人
合 計	2 5, 7 0 8人	3 2 1人

3 施行期日

令和6年4月1日

第四五号議案

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和六年二月二十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職

員定数条例の一部を改正する条例

(福岡県県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 福岡県県立学校職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、三二五人」を「五、三八八人」に、「四六五人」を「四七二人」に、「二二六人」を「二〇六人」に、「六、〇〇六人」を「六、〇六六人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、九四七人」を「二、〇二二人」に、「六二人」を「六四人」に、「三四人」を「三五人」に、「二、〇四三人」を「二、一二〇人」に改める。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の職員の項中「一五、四二五人」を「一五、五七九人」に、「六七二人」を「六七五人」に、「二二二人」を「二三二人」に、「七七六人」を「七九七人」に、「一七、〇九五五人」を「一七、二八三人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「二二九人」を「二三五人」に、「三四三人」を「二三九人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

新旧対照表

福岡県立学校職員定数条例 (昭和二十八年福岡県条例第三号) 【第一条関係】			現 行		
改 正 案					
(職員)の定数)			(職員)の定数)		
第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。			第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		
中学校、高等学校及び中等教育学校の職員	校長及び教員 (実習助手を含む) 事務職員及び技術職員 その他の職員 計	五、三八八人 四七二人 二〇六人 六、〇六六人	中学校、高等学校及び中等教育学校の職員	校長及び教員 (実習助手を含む) 事務職員及び技術職員 その他の職員 計	五、三三五人 四六五人 二二六人 六、〇〇六人
特別支援学校の職員	校長及び教員 (実習助手及び寄宿舎指導員を含む) 事務職員 その他の職員 計	二、〇二二人 六八人 三五四人 二、四六六人	特別支援学校の職員	校長及び教員 (実習助手及び寄宿舎指導員を含む) 事務職員 その他の職員 計	一、九四七人 六二人 三五四人 二、〇四三人
2 (略)			2 (略)		

福岡県市町村立学校職員定数条例 (昭和二十九年福岡県条例第五十号) 【第二条関係】			現 行		
改 正 案					
(定数)			(定数)		
第二条 前条の職員の定数は、次の表のとおりとする。			第二条 前条の職員の定数は、次の表のとおりとする。		
小学校、中学校及び義務教育学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員 計	一五、五七九人 六七五人 三三三人 七九七人 一七、二八三人	小学校、中学校及び義務教育学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員 計	一五、四三五人 六七五人 三三三人 七九七人 一七、〇五五人
特別支援学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員 計	三五四人 四人 二一人 八八人 三九八人	特別支援学校の職員	校長及び教員 養護教員 栄養教諭及び学校栄養職員 事務職員 計	三九八人 四人 二一人 八八人 三九八人
2・3 (略)			2・3 (略)		